

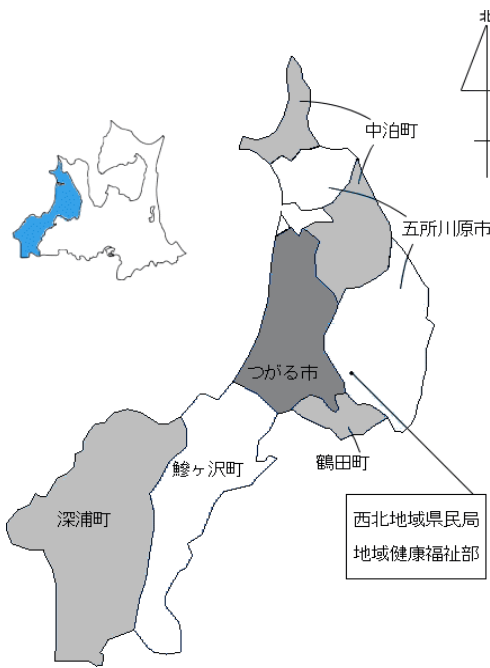
# 第1 総括

## 1 管内の概況

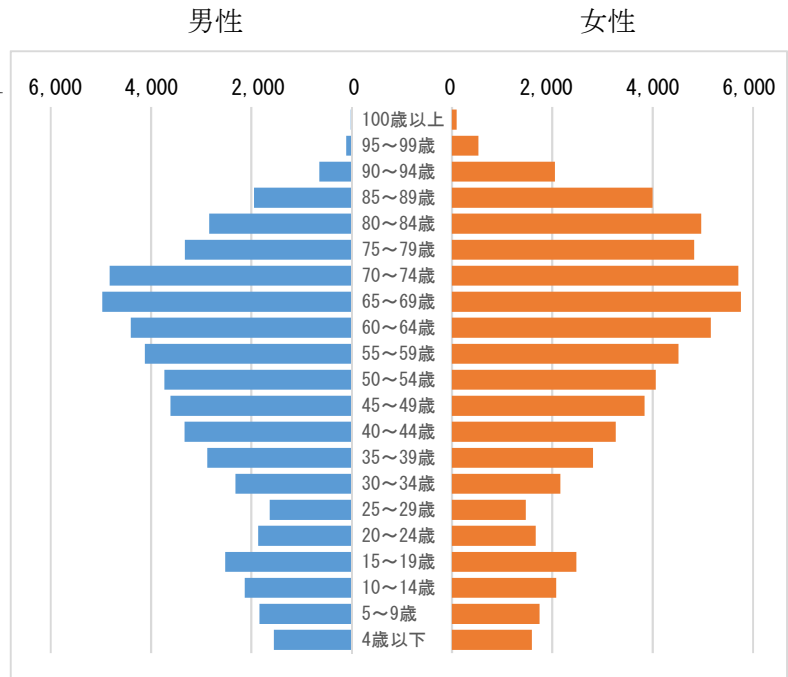
### 1-1 管内の状況

当地域県民局地域健康福祉部の所管区域は、五所川原市、つがる市、西津軽郡2町（鱒ヶ沢町・深浦町）及び北津軽郡2町（鶴田町・中泊町）の6市町となっている。

総面積は、1,753km<sup>2</sup>（県全体の18.2%）、総人口は119,605人（県全体の9.7%）、世帯数は47,801世帯（県全体の9.2%）である。また、老年人口割合（65歳以上の総人口に占める割合）は39.0%で、県全体の割合（33.9%）を上回っている。



管内地図



管内年齢階級別人口ピラミッド

#### (1) 面積及び推計人口（令和2年10月1日現在）

	面積 (km <sup>2</sup> )	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	年少人口 (15歳未満) 割合(%)	生産年齢人口 (15歳～64歳) 割合(%)	老年人口 (65歳以上) 割合(%)	(18歳未満)	
							実数(人)	割合(%)
五所川原市	404.20	51,044	21,440	9.6	54.4	36.0	6,268	12.3
つがる市	253.55	30,338	11,044	9.4	51.8	38.7	3,640	12.0
鱒ヶ沢町	343.08	8,817	3,752	7.7	46.6	45.6	844	9.6
深浦町	488.90	7,285	3,141	6.7	43.1	50.2	657	9.0
鶴田町	46.43	12,290	4,403	10.1	52.7	37.1	1,600	13.0
中泊町	216.34	9,831	4,021	8.0	48.2	43.8	990	10.1
管内計	1752.50	119,605	47,801	9.2	51.8	39.0	13,999	11.7
県計	9645.64	1,230,715	517,105	10.6	55.5	33.9	161,612	13.1

(国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」、令和2年青森県の人口より再計算)

(2) 西北地域の人口1人当たり市町村民所得

西北地域の人口1人当たり市町村民所得は、2,224千円で対県比率は88.7%となっている。最も高い五所川原市は、2,456千円と対県比率は98.0%となっている。

平成30年度市町村民経済計算

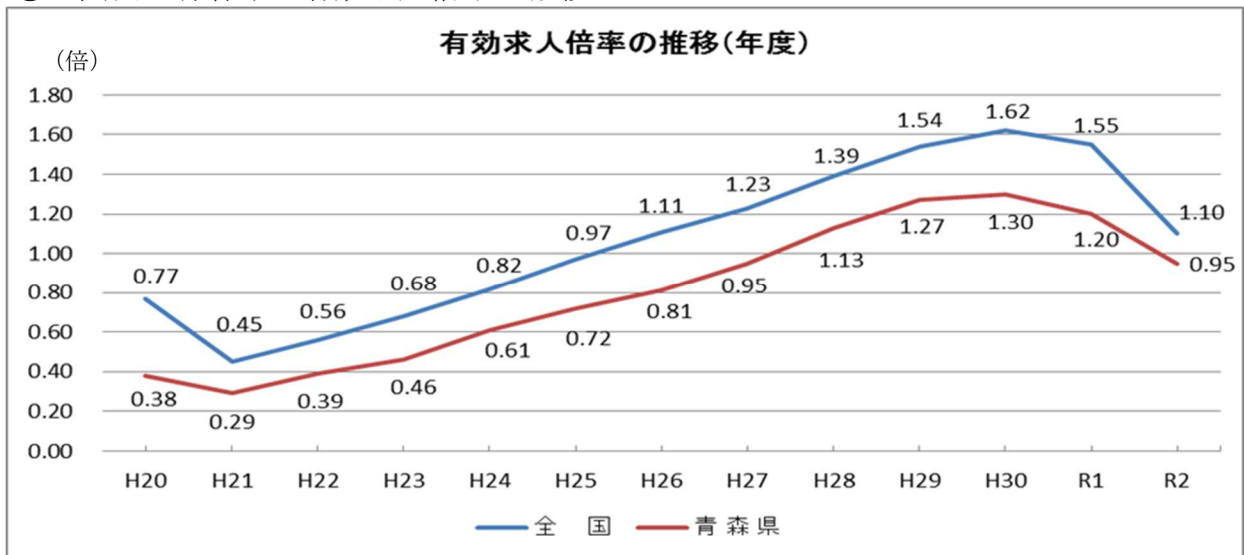
	1人当たり市町村民所得 (千円)	対県比率 (%)
五所川原市	2,456	98.0
つがる市	1,937	77.3
鱒ヶ沢町	2,142	85.4
深浦町	2,027	80.8
鶴田町	2,353	93.9
中泊町	1,824	72.8
西北地域	2,224	88.7
県民経済計算	2,507	100.0

市町村民経済計算は、県民経済計算の推計方法に準拠し、項目ごとに県民経済計算の計数を各種統計数値、照会資料等で按分推計したものである。

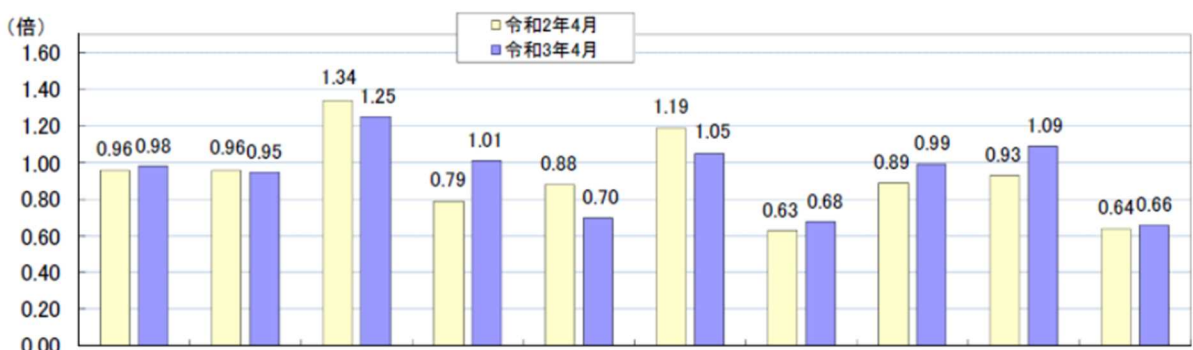
なお、1人当たり市町村所得は、個人の所得水準を表す指標ではない。

(3) 西北地域の有効求人倍率

①全国及び青森県の有効求人倍率の推移



②職業安定所別の有効求人倍率の状況



R3.4	局計	青森	八戸	弘前	むつ	野辺地	五所川原	三沢	十和田	黒石
有効求職者数	25,540	6,359	5,575	4,434	1,496	1,060	2,391	1,468	1,236	1,521
有効求人数	25,077	6,030	6,959	4,492	1,046	1,114	1,632	1,454	1,344	1,006

(単位:人)

## 2 沿革

### 2-1 保健総室（五所川原保健所）

昭和 21 年 6 月

北津軽郡鶴田町大字前田 26 番地に役場（総床面積 640.71 m<sup>2</sup>、総 2 階建）を無償で譲り受け青森県鶴田保健所として開設した。課及び係制がなく所長（医師）、薬剤師、獣医師、X線技師、保健婦等職員が 10 名で管轄区域は北郡 5 町 18 村であった。

五所川原町、鶴田町、板柳町、金木町、中里町、  
栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村、七和村、小阿弥村、沿川村、  
喜良市村、嘉瀬村、六郷村、梅沢村、武田村、内潟村、相内村、脇元村、小泊村

昭和 22 年 5 月

新憲法公布と同時に明治以来警察行政の一部門であった衛生業務は保健所に移管され、同年 9 月保健所法の公布（施行昭和 23 年 1 月 1 日）により保健所業務は更に強化され公衆衛生業務全般に亘り行うことになり、保健所は名実ともに第一線の衛生行政機関となった。

昭和 26 年 6 月

庁舎を北津軽郡鶴田町から北津軽郡五所川原町上平井町 94 番地に新築移転。  
所長 一 総務係、予防係、普及係、衛生係の 4 係。職員数 25 名。

昭和 26 年 7 月

青森県鶴田保健所の名称を青森県五所川原保健所と改称。

昭和 27 年 4 月

保健所処務規定の施行により 2 課 6 係制となる。

所長 

[	総務課 一 庶務係、医務薬務係、営業係	職員数 26 名
	保健課 一 予防係、保健係、保健婦係	

  
青森県五所川原優生保護相談所併設。

昭和 27 年 9 月

性病診療所併設。

昭和 29 年 4 月

保健所処務規定の一部改正により課制が廃止となり、次長制・5 係制となる。

所長、次長 一 庶務係、医務薬務係、環境衛生係、予防係、保健係。職員数 25 名。

昭和 29 年 10 月

青森県五所川原身体障害児相談所併設。

市町村合併促進法に基づく町村の合併によって、管轄区域が 1 市と北郡 4 町 12 村となった。

五所川原市（五所川原町、栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村合併）、  
鶴田町、板柳町、金木町、中里町、  
七和村、小阿弥村、沿川村、喜良市村、嘉瀬村、六郷村、梅沢村、武田村、内潟村、  
相内村、脇元村、小泊村

昭和 30 年 3 月

町村合併により、管轄区域が 1 市と北郡 4 町 3 村となった。

五所川原市、  
鶴田町（六郷村、梅沢村合併。西郡水元村編入）、板柳町（小阿弥村、沿川村合併。  
南郡畑岡村編入）、金木町（喜良市村、嘉瀬村（大字毘沙門だけ五所川原市へ、その  
他は金木町へ合併）、中里町（武田村、内潟村合併）、  
七和村、市浦村（相内村、脇元村合併。西郡十三村編入）、小泊村

昭和 31 年 9 月

北郡七和村が大字下石川（下石川は浪岡町へ編入）を除き五所川原市へ編入された。  
管轄区域は五所川原市と北郡板柳町、金木町、中里町、鶴田町、市浦村、小泊村の 1 市  
4 町 2 村となった。

昭和 33 年 5 月

保健所処務規定の改正により 3 係制となる。

昭和 34 年 4 月

性病診療所廃止となる。

昭和 37 年 4 月

保健所機構改正により保健婦係が新設され、4 係制となる。  
所長、次長 — 総務係、環境衛生係、保健予防係、保健婦係。

昭和 38 年 4 月

行政組織規則の改正により 4 課制となる。  
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課。職員数 32 名。

昭和 39 年 1 月

現在地に鉄筋コンクリート平家建ての庁舎が新築された。

昭和 43 年 4 月

行政組織規則の一部改正により 5 課制となった。  
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健課、予防課、保健婦課、職員数 37 名。

昭和 47 年 4 月

行政組織規則の一部改正により 4 課制となった。  
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課。職員数 40 名。

昭和 54 年 4 月

衛生指導監の職制が設けられた。

昭和 54 年 7 月

庁舎補修工事のため、仮庁舎（五所川原市新町 33-1 旧五所川原警察署）へ移転。

昭和 54 年 11 月

補修工事完了につき現在地へ移転。

平成 4 年 4 月

行政組織規則の一部改正により、保健婦課が健康増進課となり、保健予防課の事務  
の一部が健康増進課に移管された。  
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課。職員数 31 名。

平成 7 年 4 月

市浦村保健婦駐在を廃止した。

平成 8 年 4 月

所長が鱒ヶ沢保健所兼務となる。

平成 9 年 4 月

部の再編により環境保健部の出先機関から健康福祉部の出先機関となる。

保健所再編のため、旧五所川原保健所管内から、板柳町が弘前保健所管内に編入され、旧鱒ヶ沢保健所管内の町村が管轄となったため、所管区域は 1 市 6 町 7 村となる。

五所川原市、  
鱒ヶ沢町（編入）、木造町（編入）、深浦町（編入）、金木町、中里町、鶴田町、  
森田村（編入）、岩崎村（編入）、柏村（編入）、稲垣村（編入）、車力村（編入）、  
市浦村、小泊村

五所川原保健所鱒ヶ沢支所が設置され、職員は 9 名となる。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター(総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制)」が新設され、五所川原保健所は「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「保健部(五所川原保健所併置)」に、鱒ヶ沢支所は同部の「鱒ヶ沢地区担当(五所川原保健所鱒ヶ沢支所併置)」となる。

「総務企画室」が保健部庁舎内に、「福祉部」と「こども相談部」は五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に配置された。総務企画室の職員数は 11 名。保健部は保健予防課、生活衛生課(環境衛生課から改称)、健康増進課の 3 課体制となり、職員数は鱒ヶ沢地区担当を含め 37 名。

平成 17 年 4 月 1 日

平成 17 年 2 月以降の市町村合併により、管轄区域が 2 市 4 町となった。

五所川原市（五所川原市、金木町、市浦村合併）、つがる市（木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村合併）、  
鱒ヶ沢町、深浦町（深浦町、岩崎村合併）、中泊町（中里町、小泊村合併）、鶴田町

平成 18 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、五所川原保健所鱒ヶ沢支所廃止となる。

平成 19 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、総務企画室は企画調整室となる。職員数 7 名。

同じく保健部は保健総室（五所川原保健所併置）となり、保健予防課は事務の一部を健康増進課に移管し、指導予防課となる。職員数 32 名。

平成 20 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、企画調整室が保健総室に統合される。職員数 35 名。

## 2-2 福祉こども総室（西北地方福祉事務所）

昭和 26 年 10 月 1 日

県条例第 62 号により、西津軽社会福祉事務所(鱒ヶ沢町設置)、北津軽社会福祉事務所(五所川原町設置)として発足する。

昭和 29 年 5 月 1 日

各出先機関の統廃合により、両事務所が統合され西北地方福祉事務所となる。西郡 20 ケ町村、北郡 23 ケ町村を管轄する。

昭和 29 年 10 月 1 日

五所川原市が誕生する。

昭和 30 年に入り、各町村の合併により西北郡 14 ケ町村を管轄する。

昭和 39 年 4 月 1 日

西郡町村長の要望により、鱒ヶ沢支所が設置され、鱒ヶ沢町、深浦町及び岩崎村を管轄する。

昭和 54 年 7 月 5 日

現五所川原合同庁舎に移転する。

昭和 55 年 4 月 1 日

六法総合担当の新福祉事務所に移行する。

平成 5 年 4 月 1 日

福祉関係 8 法が改正され、平成 5 年 4 月から老人及び身障施設の入所措置事務等の町村への移譲に伴い、組織改正する。

平成 9 年 4 月 1 日

板柳町が中南地方福祉事務所に移管となる。また鱒ヶ沢支所が旧鱒ヶ沢保健所の庁舎に移転し、五所川原保健所鱒ヶ沢支所と同一フロアで業務を行う。

平成 12 年 4 月 1 日

弘前児童相談所五所川原支所開設により児童福祉施設入所措置事務等が支所に移管する。

児童の補装具交付及び日常生活用具給付事務が町村へ移譲となる。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター(総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制)」が新設され、西北地方福祉事務所は「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「福祉部(西北地方福祉事務所併置)」に、鱒ヶ沢支所は同部の「鱒ヶ沢地区担当(西北地方福祉事務所鱒ヶ沢支所併置)」となる。「福祉部」庁舎は「こども相談部」とともに五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に従前どおり配置された。福祉部は福祉調整課、福祉推進第一課、福祉推進第二課の 3 課体制となり、職員数は鱒ヶ沢地区担当を含め 41 名。

平成 16 年 4 月 1 日

組織改編により、福祉部は、福祉調整課、保護課と鱒ヶ沢支所の 2 課 1 支所となり、職員数は、鱒ヶ沢地域担当を含め 38 名。

平成 17 年 4 月 1 日

平成 17 年 2 月以降の市町村合併に伴い、生活保護業務の管轄区域は、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町、鶴田町の 4 町となり、職員数は、鱒ヶ沢地区担当を含め 29 名。

平成 18 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、西北地方福祉事務所鱒ヶ沢支所廃止となる。

平成 19 年 4 月 1 日

行政組織の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、福祉総室（西北地方福祉事務所併置）となる。職員数 27 名。

平成 20 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、福祉総室とこども相談総室が統合され、福祉こども総室（西北地方福祉事務所及び五所川原児童相談所併設）となる。職員数 27 名（兼務 2 名）。

平成 25 年 4 月 1 日

実施する事業が区域を越えない社会福祉法人の認可及び指導監査等の権限が市に委譲される。各地方福祉事務所で所管していた特別児童扶養手当事務、児童扶養手当事務、特別障害者手当等事務、社会福祉法人等指導監査業務が東地方福祉事務所に業務集約される。

平成 30 年 4 月 1 日

次長が福祉調整課長兼務となり、青森県型地域共生社会担当が配置される。職員数 23 名。

## 2-3 福祉こども総室（五所川原児童相談所）

平成 12 年 4 月 1 日

児童相談所の再編により、弘前児童相談所所管地域のうち五所川原市、西津軽郡 3 町 5 村、北津軽郡 3 町 2 村（板柳町を除く）を分割所管することとして、弘前児童相談所五所川原支所が五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に開設された。職員数 6 名。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター（総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制）が新設され、弘前児童相談所五所川原支所は、「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「こども相談部(支所から格上げされた五所川原児童相談所併置)」となる。

「こども相談部」庁舎は、「福祉部」とともに五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に従前どおり配置された。

こども相談部は、こども相談第一課及び、こども相談第二課の 2 課制で職員数は 14 名。

平成 17 年 4 月 1 日

市町村合併により、管轄区域が 2 市と北郡 2 町、西郡 2 町となった。

五所川原市（五所川原市、金木町、市浦村合併） つがる市（木造町、稲垣村、車力村、柏村、森田村合併） 鱈ヶ沢町、深浦町（深浦町、岩崎村合併）、中泊町（中里町、小泊村合併）、鶴田町
--

こども相談部は、こども相談第一課、こども相談第二課の二課制で職員数は 13 名。

平成 19 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、こども相談総室（五所川原児童相談所併置）となり、課制が廃止され、次長が配置された。職員数 11 名。

平成 20 年 4 月 1 日

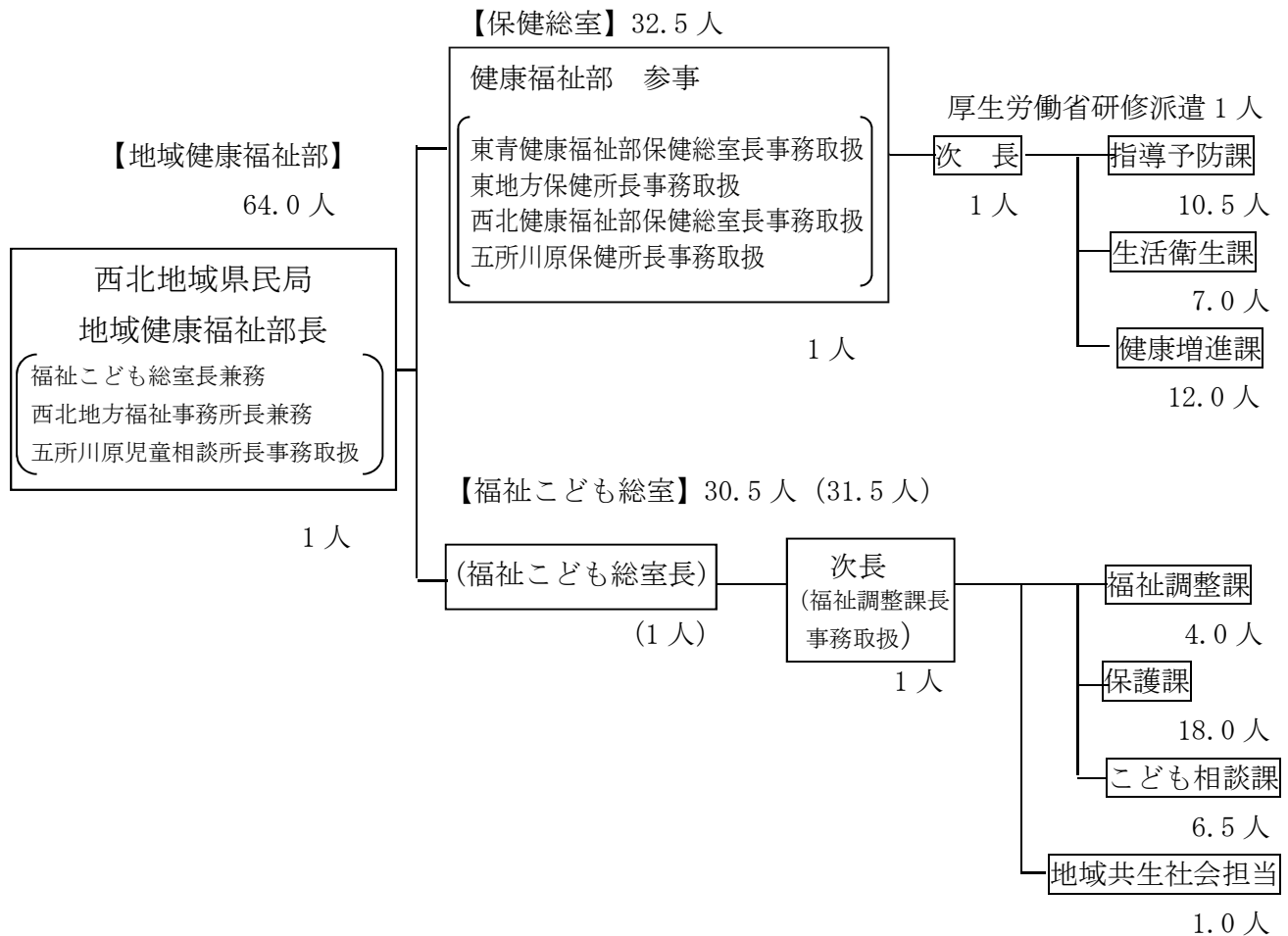
行政組織規則の一部改正により、福祉総室とこども相談総室が組織統合され福祉こども総室（西北地方福祉事務所及び五所川原児童相談所が併置）となる。職員数は 11 名（兼務 2 名）



### 3 機構図と分掌事務

#### 3-1 機構図

(令和3年5月1日現在)



職員数は正職員の数である。

## 3-2 分掌事務

### (1) 保健総室（五所川原保健所）

#### <指導予防課>

1. 地域健康福祉部内の庶務に関すること。
2. 衛生教育に関すること。
3. 地域保健に係る統計調査に関すること。
4. 地域保健に関する調査及び研究に関すること。
5. 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること。
6. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、歯科技工士、栄養士及び調理師等に関すること
7. 死体解剖保存に関すること。
8. 薬局及び医薬品販売業に関すること。
9. 毒物及び劇物に関すること。
10. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。
11. 医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関すること。
12. 感染症、結核その他の疾病の予防に関すること。
13. 診療エックス線に関すること。
14. 予防接種に関すること。
15. 医師臨床研修に関すること。

#### <生活衛生課>

1. 食品衛生に関すること。
2. 化製場等に関すること。
3. 旅館業、公衆浴場及び興行場に関すること。
4. 理容師及び美容師に関すること。
5. クリーニング業に関すること。
6. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
7. 墓地及び埋葬に関すること。
8. 建築衛生一般に関すること。
9. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
10. 水道に関すること。
11. 飲料水の改善に関すること。
12. 温泉に関すること。

### ＜健康増進課＞

1. 栄養改善に関すること。
2. 母体保護に関すること。
3. 児童の健康相談に関すること。
4. 健康づくり推進事業に関すること。
5. 母子保健に関すること。
6. 口腔保健に関すること。
7. 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
8. 難病対策に関すること。
9. 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関すること。
10. 人材育成、看護学生等の実習に関すること。
11. 地域保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関すること。

## (2) 福祉こども総室（西北地方福祉事務所、五所川原児童相談所）

### ＜福祉調整課＞

1. 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること。
2. 要保護女子の更生援護に関すること。
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
4. 青少年の健全育成の推進に関すること。
5. 戦傷病者特別援護法の規定による更生医療の給付及び補装具の支給に関すること。

### ＜保護課＞

1. 生活保護法に関すること。
2. 社会福祉統計に関すること。

### ＜こども相談課＞

1. 児童の養護・非行・不登校・育成・保健・障害等に係る相談、調査、指導及び措置に関すること。
2. 1歳6ヶ月児・3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導に関すること。
3. 心理判定・心理治療に関すること。
4. 医学診断及び指導に関すること。
5. 里親の調査指導及び里親会の育成指導に関すること。
6. 障害児施設給付費の支給決定に関すること。

### ＜地域共生社会担当＞

1. 青森県型地域共生社会の推進に関すること。

### 3-3 各総室別・職種別職員数

(令和3年5月1日現在) (単位:人)

職 種 (総)室・職名		一 般 事 務	心 理 判 定 員	福 社	医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	薬 剤 師	保 健 師	栄 養 士	診 療 放 射 線 技 師	農 業	合 計
部 長		1											1
保 健 総 室	総室長				1 (1)								1 (1)
	参事 次長							1					0
	総括主幹						1 (1)						1 (1)
	課長	1							1				2
	主幹	1						1		1			4
	主査	4							2		1	1	9
	主事	2											2
	技師					1	1	3	7				12
	専門員	0.5											0.5
	小計	8.5				1 (1)	1	4 (1)	5	10	1	1	1
福 祉 こ ど も 総 室	総室長	(1)											(1)
	次長	1 (1)											1 (1)
	総括主幹	2 (1)											2 (1)
	課長	1											1
	主幹	4											4
	主査	6	1	1									8
	主任専門員	2											2
	主事	5		7									12
	専門員		0.5										0.5
小計	21 (3)	1.5	8										30.5 (3)
合計	30.5 (3)	1.5	8		1 (1)	1	4 (1)	5	10	1	1	1	64.0 (5)

※ 職員数は、正職員（定年退職後の再任用職員を含む）の数で、会計年度任用職員等数は計上していない。

注 1 ( ) は事務取扱兼務《再掲》

2 各総室の専門員は再任用ハーフタイム職員であり@0.5人でカウント、福祉子ども総室の主任専門員は再任用フルタイム職員であり@1人でカウントしている。

4 令和3年度各総室行事予定

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
保健総室	指導予防課	五所川原保健所結核診査協議会 (以降毎月2回開催)	市町村健康福祉関係主管課長会議 (書面開催)	不正大麻・けし撲滅運動(～9月) 薬物乱用防止啓発促進事業(～2月) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (～7月) HIV検査普及週間(1～7日) 薬物乱用防止指導員連合協議会 (書面開催)	薬物乱用防止指導員地区協議会・研 修会(書面開催) 医薬品等一斉取締り(～11月) 「愛の血液助け合い運動」月間 献血感謝の集い		結核予防週間(24～30日) 救急医療週間(5～11日)
	生活衛生課	理容所・美容所・クリーニング所・旅 館・公衆浴場等監視(～3月) 特定建築物・小規模水道監視(～3月) 温泉利用・宿泊施設監視(～3月) 食品衛生責任者講習会(養成) 学校給食施設監視(～7月)	食品収去検査(～3月) 食品衛生責任者講習会(実務)	食品衛生推進員講習会 食品衛生責任者講習会(養成2回、 実務) 宅配・テイクアウト食中毒予防月間 (～10月)	遊泳用プールの衛生監視 食品衛生責任者講習会(養成、実務) 食品等夏期一斉取締り	食品衛生月間 食中毒予防キャンペーン きのこ食中毒予防月間(～10月) 社会福祉施設等給食監視(～3月) 食品衛生責任者講習会(養成)	食品衛生責任者講習会(養成)
	健康増進課		市町保健活動打合せ(書面開催) 世界禁煙デー及び禁煙週間(31日～ 6日) 第1回西北地方保健協力員代表者会 議	世界禁煙デー及び禁煙週間(31日～ 6日) 給食施設栄養管理指導(～2月)		新任保健師研修 第1回保健師業務連絡会議(地域保 健関係者研修) 市町行政栄養士連絡調整会議 西北地方保健協力員連絡・研修会 難病患者等医療相談 第1回西北地域自殺対策ネットワー ク連絡会	自殺予防普及啓発 地域・職域保健実務者会議
福祉こども総室	福祉調整課	西北郡民生児童委員協議会監事会・ 理事会(書面開催)	西北郡民生児童委員協議会総会・研 修会(書面開催)				
	保護課						
	地域共生社会	五所川原こども宅食おすそわけ便 (五所川原市) ※隔月開催  つなぐ!!つながる!!暮らしのよりど ころ相談所(鶴田町) ※通年設置 (毎月アウトリーチ活動 実施)  社会福祉法人等による地域貢献活動 連絡協議会 WG及び相談活動報告 会(鶴田町) ※毎月開催	社会福祉法人等による地域貢献活動 連絡協議会 総会(書面開催)(鶴田 町)	「青森県型地域共生社会」実現に向 けた意見交換会(中泊町、つがる 市)  社会福祉法人等による地域貢献活動 連絡協議会 総会(書面開催)(五 所川原市)	「青森県型地域共生社会」実現に向 けた意見交換会(深浦町、鱈ヶ沢 町)  社会福祉法人等による地域貢献活動 連絡協議会 研修会(鶴田町)  社会福祉法人等による地域貢献活動 連絡協議会 WG(五所川原市)	「社会福祉法人等による地域貢献活 動連絡協議会 モデル活動検証調査 (住民アンケート、住民座談会、関 係団体ヒアリング等)(五所川原 市、鶴田町) (～12月)  社会福祉法人等による地域貢献活動 連絡協議会 WG(五所川原市)	社会福祉法人等による地域貢献活動 連絡協議会 研修会(五所川原市)  地域貢献モデル活動 実証結果中間 報告会(五所川原市)
こども相談課		児童福祉週間(5～11日) 児童相談所長研修(前期)	児童相談所業務検討会議(中央児相) 児童相談所長会議(こどもみらい課)				児童相談所長研修(後期)

(総)室・課		月					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健総室	指導予防課	くすりと健康の週間(17～23日) 麻薬・覚醒剤乱用防止運動(～11月) 地域保健関係者研修(感染症対策研修会)		医療機器一斉取締り(～3月) 世界エイズデー(12月1日)・レトリボンキャンペーン 西北五地域災害医療対策協議会 新型インフルエンザ対策協議会	はたちの献血キャンペーン(～2月) 財務事務検査	市町村献血推進事業担当課長会議 予備監査 地域保健医療推進協議会	
	生活衛生課	生活衛生・食品衛生関係職員研修会 食品衛生責任者講習会(実務)	ノロウイルス食中毒予防月間(～2月) 食品衛生責任者講習会(養成、実務) 青森県食品衛生大会	食品等年末一斉取締り 食品営業施設夜間監視 食品営業施設(ハタハタ・フグ)監視 食品衛生責任者講習会(実務)		食品衛生責任者講習会(養成)	
	健康増進課	医療介護連携推進事業市町担当者会議 国民健康・栄養調査(～11月)	母子保健ネットワーク会議 医療介護連携推進事業病院・ケアマネ協議会 新任保健師研修(地域保健関係者研修) 難病対策地域協議会 第2回西北地域自殺対策ネットワーク連絡会	第2回西北地方保健協力員代表者会議 地域生活支援広域調整会議 精神科救急医療システム連絡調整委員会(書面開催～2月)	医療介護連携推進事業市町担当者会議 新任保健師研修	第2回保健師業務連絡会議(地域保健関係者研修) 市町保健活動打合せ	
福祉こども総室	福祉調整課	青森県社会福祉大会(青森市)	西北郡・五所川原市・つがる市民生委員児童委員合同研修会(五所川原市)				
	保護課			生活保護法施行事務監査(14日～17日)			福祉事務所生活保護担当課長及び査察指導員等会議
	地域共生社会	第4回管内社会福祉法人等地域貢献活動実態調査 社会福祉法人等による地域貢献活動連絡協議会WG(五所川原市)	社会福祉法人等による地域貢献活動連絡協議会WG(五所川原市)	社会福祉法人等による地域貢献活動連絡協議会 総会(五所川原市、鶴田町) 社会福祉法人等による地域貢献活動連絡協議会WG(五所川原市)	社会福祉法人等による地域貢献活動連絡協議会 地域貢献モデル活動実証結果報告書提出(五所川原市、鶴田町)	地域貢献モデル活動 実証結果最終報告会(五所川原市) 社会福祉法人等による地域貢献活動連絡協議会WG(五所川原市)	社会福祉法人等による地域貢献活動連絡協議会 総会(五所川原市、鶴田町)
こども相談課	臨検・捜索に関する警察との合同研修(警察学校)	児童相談所長会議(こどもみらい課)			児童相談所業務検討会議(中央児相)	児童相談所長会議(中央児相)	

## 5 令和3年度相談等日程表

### ・保健総室

実施項目	実施曜日	受付及び開催時間
こころの健康相談 (要予約)	第2木曜日	午後 1:00～2:00
エイズ相談・検査 (即日検査) (要予約)	第2火曜日(4～11月) (4,8,11月は第3火曜日) (9月は実施なし)	午後 4:00～5:30
	第2火曜日(12～3月) (1,3月は第3火曜日)	午後 3:30～5:00
ウイルス性肝炎検査 (要予約)	第3水曜日 5,7,12月は定期実施日 以外の実施	午前 11:00～12:00
結核接触者健診 (QFT検査を含む)	第3水曜日 5,7,12月は定期実施日 以外の実施	午前 9:00～11:00
骨髄移植一般相談 (要予約)	随時受付	午前 8:30～午後 5:15

### ・福祉子ども総室

随時(月曜日～金曜日午前 8:30～午後 5:15)

## 6 令和2年度歳入・歳出関係

### (1) 歳入

#### (1) - 1 保健総室関係

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
財産貸付収入	3,000	3,000		
土地建物等	3,000	3,000		
健康福祉政策課	3,000	3,000		
物品売払収入	10,000	10,000		
物品	10,000	10,000		
知事部局	10,000	10,000		
延滞金	347,790			347,790
過年度収入	347,790			347,790
知事部局	347,790			347,790
雑入	20,298	20,298		
雑入	20,114	20,114		
知事部局	20,114	20,114		
光熱水費	20,114	20,114		
総務費	184	184		
個人情報保護	184	184		
計	381,088	33,298		347,790

#### (1) - 2 証紙収入 (保健総室)

(単位：円)

科 目	件 数	金 額
総務手数料	45	33,750
証明	45	33,750
総務学事課	45	33,750
環境保健手数料	726	9,365,150
医薬費	198	1,822,500
医療施設等許可	9	337,000
麻薬免許	106	424,100
医薬品医療機器等	83	1,061,400
自然保護費	11	385,000
温泉	11	385,000
生活衛生費	517	7,157,650
食品関係営業許可	502	6,855,650
興行場営業許可		
公衆浴場営業許可	4	88,000
旅館営業許可		
理容所等開設検査	9	144,000
クリーニング所開設検査		
建築物衛生管理業者登録	2	70,000
計	771	9,398,900



## (1) - 3 福祉子ども総室関係 (西北地方福祉事務所)

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
雑入	38,471,462	9,924,470	1,973,295	26,573,697
民生費	9,801,875	8,171,140		1,630,735
生活保護費	9,801,875	8,171,140		1,630,735
生活保護費返還金(63条)	9,005,493	7,747,888		1,257,605
生活保護費返還金(78条)	26,232	23,250		2,982
生活保護費返還金(戻入)	770,150	400,002		370,148
過年度収入	28,669,587	1,753,330	1,973,295	24,942,962
知事部局	28,669,587	1,753,330	1,973,295	24,942,962
生活保護費返還金(63条)	13,077,800	553,506	1,557,000	10,967,294
生活保護費返還金(78条)	14,291,896	1,039,000	399,295	12,853,601
生活保護費返還金(戻入)	1,299,691	160,824	17,000	1,121,867
督促手数料(措置：こ)	200			200
計	38,471,462	9,924,470	1,973,295	26,573,697

## (1) - 4 母子父子寡婦福祉資金特別会計 (西北地方福祉事務所)

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
母子福祉資金貸付金収入	67,077,181	38,447,180		28,630,001
現年度収入	38,016,744	33,807,774		4,208,970
元金	38,016,744	33,807,774		4,208,970
利子				
過年度収入	29,060,437	4,639,406		24,421,031
元金	29,056,220	4,639,406		24,416,814
利子	4,217			4,217
寡婦福祉資金貸付金収入	984,143	635,960		348,183
現年度収入	688,116	508,280		179,836
元金	688,116	508,280		179,836
利子				
過年度収入	296,027	127,680		168,347
元金	296,027	127,680		168,347
利子				
父子福祉資金貸付金収入	333,714	238,875		94,839
現年度収入	267,543	238,875		28,668
元金	267,543	238,875		28,668
利子				
過年度収入	66,171			66,171
元金	66,171			66,171
利子				
雑入	113,160			113,160
現年度収入				
過年度収入	113,160			113,160
計	68,508,198	39,322,015		29,186,183

## (1) - 5 福祉こども総室関係 (五所川原児童相談所)

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
民生負担金				
児童福祉費	2,576,400	1,939,760		636,640
児童心理治療施設等措置費				
乳児院・助産施設措置費	807,280	807,280		
子ども自立センターみらい費	108,000	54,000		54,000
里親・母子生活支援施設措置費	1,581,920	1,078,480		503,440
知的障害児等措置費	79,200	0		79,200
計	2,576,400	1,939,760		636,640
過年度収入				
知事部局	1,163,420	95,400		1,068,020
児童心理治療施設等措置費	32,400			32,400
乳児院・助産施設措置費				
里親・母子生活支援施設措置費	700,120	55,400		644,720
知的障害児等措置費	430,900	40,000		390,900
計	1,163,420	95,400		1,068,020

## (2) 歳出

## (2)-1 一般会計

(単位：円)

款 項 目	令 達 額	支出済額	残 額
総務費	360,000	360,000	
総務管理費	360,000	360,000	
財産管理費	360,000	360,000	
民生費	569,950,580	566,302,674	3,647,906
社会福祉費	10,319,640	8,958,779	1,360,861
社会福祉総務費	6,809,400	5,782,880	1,026,520
福祉事務所費	2,694,440	2,667,204	27,236
老人福祉費	507,600	266,860	240,740
婦人福祉費	128,000	66,618	61,382
障害者福祉費			
地域福祉費	70,200	70,200	
救助費	110,000	105,017	4,983
児童福祉費	21,102,940	20,406,801	696,139
児童福祉総務費	278,940	261,245	17,695
児童措置費	16,500,000	16,058,448	441,552
児童相談所費	4,261,000	4,074,108	186,892
ひとり親家庭等福祉費	58,000	13,000	45,000
障害児福祉費	5,000		5,000
生活保護費	538,528,000	536,937,094	1,590,906
生活保護総務費	4,152,000	3,992,691	159,309
扶助費	534,376,000	532,944,403	1,431,597
環境保健費	18,928,463	15,481,569	3,446,894
公衆衛生費	5,526,050	4,318,756	1,207,294
結核対策費	1,904,360	1,614,166	290,194
予防費	1,911,680	1,488,060	423,620
予防費（繰越）	261,000	179,050	81,950
母子保健対策費	225,100	139,850	85,250
精神保健福祉費	909,010	616,130	292,880
生活習慣病対策費	314,900	281,500	33,400
環境衛生費	1,256,100	1,077,470	178,630
食品衛生費	759,000	698,945	60,055
食肉衛生検査所費			
生活衛生総務費	408,100	304,106	103,994
生活衛生指導費	89,000	74,419	14,581
保健所費	11,131,908	9,476,590	1,655,318
保健所費	11,131,908	9,476,590	1,655,318
医薬費	956,405	550,753	405,652
医務費	367,000	67,000	300,000
薬務費	185,000	185,000	
企画調整費	404,405	298,753	105,652
自然保護費	58,000	58,000	
自然保護総務費	58,000	58,000	
計	589,239,043	582,144,243	7,094,800

## (2) - 2 母子父子寡婦福祉資金特別会計

(単位：円)

款項目	令達額	支出済額	残額
母子父子寡婦福祉資金貸付	56,740,000	39,949,085	16,790,915
母子父子寡婦福祉資金貸付	56,740,000	39,949,085	16,790,915
指導調査費	440,000	425,435	14,565
母子福祉資金貸付費	50,000,000	34,386,650	15,613,350
寡婦福祉資金貸付費	3,800,000	3,150,000	650,000
父子福祉資金貸付費	2,500,000	1,987,000	513,000
計	56,740,000	39,949,085	16,790,915